

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成30年3月30日

金曜日

号外(28)

目次

規則

○富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する規則

1

規則

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年3月30日

富山県知事 石井 隆 一

富山県規則第30号

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する規則

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年富山県規則第66号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「届出書 指定障害者支援施設指定辞退届」を「申出書 指定障害者支援施設指定辞退申出書」に改める。

様式第1号備考8を同様式備考9とし、同様式備考7の次に次のように加える。

8 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第41条の2の規定により共生型障害福祉サービス事業者の特例を受けようとする場合は、7にかかわらず、富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年富山県条例第74号)に定める基準を満たしていることが分かる書類並びに現に指定を受けている事

に、

「従たる事業所									
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

を

「従たる事業所									
定員（人）	合計	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス					
合計									
主たる事業所									
従たる事業所									

に改め、同様式別紙21(1)備考 5 中「生活介護に」を削り、同様式別紙21(1)を同様式別紙23(1)とし、同様式別紙20の次に次のように加える。

別紙21

※受付番号

就労定着支援事業に係る記載事項

事業所	フリガナ 名称				
	所在地	(郵便番号 —)			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
管理者	フリガナ 氏名		住所	(郵便番号 —)	
	サービス管理責任者等との兼務の有無	有・無			職種
	同一敷地内の他の事業所等の従業者と兼務する場合	兼務する事業所等の名称		兼務する職種及び勤務時間等	
当該事業の実施について定めてある定款、寄附行為、条例等				第 条第 項第 号	
サービス管理責任者	フリガナ 氏名		住所	(郵便番号 —)	
従業者		サービス管理責任者		就労定着支援員	
		専従	兼務	専従	兼務
	常勤(人)				
	非常勤(人)				
	常勤換算後の人数(人)				
※基準上の必要人数(人)					
前年度の平均利用者数(人)					
一体的に運営する事業所の前年度の平均利用者数(人)					
主な揭示事項	営業日				
	営業時間				
	主たる対象者	特定無し・身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病等対象者			
	利用料				
	その他の費用				
	通常の事業の実施地域				
その他参考となる事項	第三者評価の実施の有無	苦情受付の窓口		部署名(電話番号) 担当者名	
	有・無				
	その他				

備考

- ※印を付してある欄は、記載しないこと。
- 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付すること。
- 新設の場合は、「前年度の平均利用者数」欄には推定数を記入すること。

- 4 「その他の費用」欄は、利用者に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について記載すること。
- 5 「通常の事業の実施地域」欄は、市町村名を記載することとし、当該区域の全部又は一部の別を記載すること。なお、市町村の区域の一部の地域が実施地域である場合は、適宜その実施地域を示す地図を添付すること。
- 6 添付書類
 - (1) 定款、寄附行為等及び登記事項証明書又は条例等
 - (2) 事業所の平面図
 - (3) 管理者の経歴書
 - (4) サービス管理責任者の経歴書
 - (5) 運営規程
 - (6) 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要を記載した書類
 - (7) 勤務体制及び勤務形態一覧表
 - (8) 資産状況を記載した書類（貸借対照表、財産目録等）
 - (9) 指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由等を記載した書類
 - (10) 一体的に運営する事業所の過去3年間の一般就労の移行実績が分かる書類
 - (11) 法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書

別紙22

※受付番号

自立生活援助事業に係る記載事項

事業所	フリガナ 名称				
	所在地	(郵便番号 —)				
	連絡先	電話番号		FAX番号		
管理者	フリガナ 氏名		住所	(郵便番号 —)	
	サービス管理責任者等との兼務の有無	有・無		職種		
	同一敷地内の他の事業所等の従業者と兼務する場合	兼務する事業所等の名称				
		兼務する職種及び勤務時間等				
	当該事業の実施について定められている定款、寄附行為、条例等	第 条第 項第 号				
	サービス管理責任者	フリガナ 氏名		住所	(郵便番号 —)
従業者		サービス管理責任者		地域生活支援員		
		専従	兼務	専従	兼務	
	常勤(人)					
	非常勤(人)					
	常勤換算後の人数(人)					
	※基準上の必要人数(人)					
	前年度の平均利用者数(人)					
主な揭示事項	営業日					
	営業時間					
	主たる対象者	特定無し・身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病等対象者				
	利用料					
	その他の費用					
	通常の事業の実施地域					
	その他参考となる事項	第三者評価の実施の有無	苦情受付の窓口		担当者名	
	有・無	部署名(電話番号)				
	その他					

備考

- ※印を付してある欄は、記載しないこと。
- 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付すること。
- 新設の場合は、「前年度の平均利用者数」欄には推定数を記入すること。
- 「その他の費用」欄は、利用者に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容について記載すること。

5 「通常の事業の実施地域」欄は、市町村名を記載することとし、当該区域の全部又は一部の別を記載すること。なお、市町村の区域の一部の地域が実施地域である場合は、適宜その実施地域を示す地図を添付すること。

6 添付書類

- (1) 定款、寄附行為等及び登記事項証明書又は条例等
- (2) 事業所平面図
- (3) 管理者の経歴書
- (4) サービス管理責任者の経歴書
- (5) 運営規程
- (6) 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要を記載した書類
- (7) 勤務体制及び勤務形態一覧表
- (8) 資産状況を記載した書類（貸借対照表、財産目録等）
- (9) 指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由等を記載した書類
- (10) 法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書

様式第4号備考4を同様式備考5とし、同様式備考3を同様式備考4とし、同様式備考2の次に次のように加える。

3 事業の廃止又は休止に係る届出の場合は、次に掲げる事項を記載した書類を添付すること。

- (1) 現に指定障害福祉サービス（指定地域相談支援）を受けている者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該指定障害福祉サービス（指定地域相談支援）に相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無
- (2) 引き続き当該指定障害福祉サービス（指定地域相談支援）に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービス（地域相談支援）を継続的に提供する他の指定障害福祉サービス事業者（指定一般相談支援事業者）の名称

様式第4号の2中「指定障害者支援施設指定辞退届」を「指定障害者支援施設指定辞退申出書」に、「届け出ます」を「申し出ます」に改め、同様式備考2を同様式備考3とし、同様式備考1中「届け出る」を「申し出る」に改め、同様式備考1を同様式備考2とし、同様式備考に1として次のように加える。

1 申出書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付すること。

- (1) 現に施設障害福祉サービスを受けている者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該施設障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無
- (2) 引き続き当該施設障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な施設障害福祉サービスを継続的に提供する他の指定障害者支援施設等の名称

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(障害福祉課)